



検針・請求が、毎月から **2 か月に 1 回** に変わります！

水道局では検針業務の効率化と経費削減を図るため、お住まいの地域を**偶数月**と**奇数月**の地域に分け、原則として2か月に1回、検針・請求を行います。お手続きは不要です。

請求が2か月に1回となりますが、同じ使用水量であれば料金負担が増えるものではありません。

偶数月の地域は、**令和8年10月**から、

奇数月の地域は、**令和8年11月**から、2か月分の請求となります。

＊ただし、令和8年10月、11月、12月、令和9年1月検針分は、水道料金基本料金を減免します。

詳細は、右記二次元コード（市ホームページ）や広報あびこの水道8月16日号に掲載します。



令和8（2026年）	8月	9月	10月	11月	12月	1月
偶数月 の地域 詳細地域は下記参照	△ 検針 使用期間 請求 【1か月分】	→	△ 検針 使用期間 請求 【2か月分】 基本料金減免	→	△ 検針 使用期間 請求 【2か月分】 基本料金減免	→
奇数月 の地域 詳細地域は下記参照	△ 検針 使用期間 請求 【1か月分】	△ 検針 使用期間 請求 【1か月分】	→	△ 検針 使用期間 請求 【2か月分】 基本料金減免	→	△ 検針 使用期間 請求 【2か月分】 基本料金減免

検針を実施した月に、納付書払いは20日頃に納付書を送付し、口座振替は27日（土日祝は翌営業日）に請求します。
井戸水のみを使用している方は、地域に関わらず、奇数月に請求します。

検針・請求の地域

主に、市の東側は**偶数月**、市の西側は**奇数月**に検針・請求を行います。

	地区	住 所
偶数月 に 検針・請求 する地域	我孫子	我孫子（※）
	天王台	柴崎台1丁目から5丁目、青山台1丁目から4丁目、青山、南青山、高野山新田、高野山、天王台6丁目、東我孫子1丁目・2丁目、岡発戸、岡発戸新田、下ヶ戸、柴崎（※）
	湖北	湖北台1丁目から10丁目、都部、中峠台、都部新田、中峠、中峠村下、中里、中里新田、日秀、古戸
	新木	新木、南新木1丁目から4丁目、新木野1丁目から4丁目
	布佐	浅間前新田、相島新田、大作新田、江蔵地、布佐、布佐平和台1丁目から7丁目、布佐下新田、布佐1丁目、三河屋新田、新々田、布佐西町、都
	取手	一部地域
奇数月 に 検針・請求 する地域	我孫子	布施、久寺家、久寺家1丁目・2丁目、つくし野、つくし野1丁目から7丁目、根戸、台田1丁目から4丁目、船戸1丁目から3丁目、白山1丁目から3丁目、根戸新田、我孫子新田、本町1丁目から3丁目、寿1丁目・2丁目、緑1丁目・2丁目、並木5丁目から9丁目、我孫子1丁目から4丁目、栄、若松、我孫子（※）
	天王台	泉、天王台1丁目から5丁目、柴崎（※）

（※）我孫子・柴崎 奇数月：国道6号より北側 偶数月：国道6号より南側

料金の計算方法・検針日の変更等については、裏面をご確認ください。⇒

これまでとほぼ同量の水を使用している場合は、
毎月の請求額の約 2 か月分をまとめて請求します。
例えば、これまで毎月約 5,000 円請求の場合、
2 か月に 1 回、約 10,000 円を請求します。

料金の計算方法は？

2 か月に 1 回、検針に伺い、水量を確認します。

2 か月分の使用水量を 2 等分して 1 か月分の水道料金を計算し、それぞれを合計します。

例えば、2 か月で 31 m³ 使用した場合、31 m³ を 2 等分し、15 m³ (1 か月目)、16 m³ (2 か月目) とみなして計算します。

○計算例 使用水量 31 m³ (2 か月) 口径 20 mm の場合

1 か月目 (15 m³) : 基本料金 1,529 円 従量料金 1,347 円 (33.0 円×10 m³+203.5 円×5 m³) 計 2,876 円 (A)

2 か月目 (16 m³) : 基本料金 1,529 円 従量料金 1,551 円 (33.0 円×10 m³+203.5 円×6 m³) 計 3,080 円 (B)

(A+B 1 円未満切り捨て) 請求金額 (A+B) = 5,956 円

① 基本料金 (1 か月あたり)

口径	料金 (税込)
13mm	1,287 円
20mm	1,529 円
25mm	2,200 円
30mm	2,640 円
40mm	3,520 円
50mm	4,400 円
75mm	6,600 円
100mm	8,800 円
150mm	13,200 円
200mm	17,600 円

② 従量料金 (1 m³あたり)

使用水量	単価 (税込)
1~10 m ³	33.0 円
11~20 m ³	203.5 円
21~30 m ³	261.8 円
31~40 m ³	328.9 円
41~50 m ³	400.4 円
51~100 m ³	479.6 円
101 m ³ 以上	445.5 円

使用水量のお知らせ 令和 8 年 10 月分
お客様番号 道順番号
使用者氏名
使用場所
請求予定 377 円)
使用期 月 8 日
今回指針 15 m³
前回指針 20 m³
旧メータ使用水量 m³ 上水道 円
使用水量 31 m³ 下水道 円
メータ番号 口径 20 mm
検針員 検針日
通信欄 お手続き方法はお客様センターまで。※既に口座振替でお支払い

※下水道を使用している方は、下水道使用料を合わせた金額を請求します。

水道料金・下水道使用料の 2 か月分の合計金額早見表は市ホームページ (右記二次元コード) をご参照ください。



検針日に変更はありますか？

現在、月の 6 日から 12 日に検針していますが、令和 8 年 9 月以降、月の 6 日から 9 日に検針を変更します。

(災害等やむを得ない場合を除く)

検針は立ち会い不要ですが、検針日に変更がある可能性がありますので車等を移動していただいている方はご注意ください。

現在の検針日	6 日	7 日	8 日	9 日 (※)	10 日	11 日	12 日
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
【変更後】 令和 8 年 9 月以降の 検針日	奇数月の 6 日	奇数月の 7 日	奇数月の 8 日	奇数月の 9 日 あるいは 偶数月の 6 日	偶数月の 7 日	偶数月の 8 日	偶数月の 9 日

現在、月の 9 日 (一部) から 12 日に

検針を行っている地域の方 (主に市の東側) は、

令和 8 年 9 月以降、**検針日が月の 6 日から 9 日に変更になります**のでご注意ください。

(※) 現在の検針日が 9 日の方のうち、【天王台 1 丁目から 5 丁目】は「奇数月の 9 日」に、

【我孫子 (現在検針日が 9 日の方)、柴崎 (現在検針日が 9 日の方)、柴崎台 1 丁目から 5 丁目、
青山台 1 丁目から 4 丁目、南青山、青山】は、「偶数月の 6 日」に変更します。

現在の検針日は、【使用水量のお知らせ】の「検針日」をご確認ください。

請求・検針が 2 か月に
1 回になることについて、
詳細ホームページはこちら



◆問い合わせ先◆

水道料金の制度に関すること：我孫子市水道局経営課 04-7184-1185
水道料金の支払いに関すること：お客様センター 04-7184-0116

